

第10回富山県景観審議会 議事録

日時 平成20年7月28日(月) 13:30～15:30
場所 県庁4階大会議室
出席者 委員 10名
河田委員、貴志委員、久保委員、高須委員、高橋委員、武山委員
伏江委員、水木委員、宮口委員、米原委員

議事

- 1 開会
- 2 議事
 - (1) 会長互選
 - (2) 会長職務代理者指名
 - (3) 景観づくり施策等に関する最近の動きについて
 - (4) 屋外広告物許可基準等の見直し検討について
 - (5) ふるさと眺望点の指定について
 - (6) 景観づくり重点地域の指定等について
- 3 報告等
 - (1) うるおい環境とやま賞について
- 4 その他
- 5 閉会

質問・意見

●景観づくり施策等に関する最近の動きについて

会長)

大規模行為はなぜ富山市と立山町を除いているのか。

事務局)

富山市と立山町は独自の景観条例による大規模行為の届出制度を運用しているため、県条例による大規模行為の届出制度については適用除外としているもの。

●屋外広告物許可基準等の見直し検討について

会長)

見直し方針の中で“景観優先順”という表現を使用しているが適当ではない。景観特性に応じた規制を行うということで、優先順という考え方ではないはず。

田園・集落と住宅地について、規制の強弱は逆ではないか？

事務局)

住宅地を全てではなく、現在、住宅地のうち、住居専用地域は禁止地域として指定されており、これを踏襲するもの。

田園・集落については、現在、許可地域の一番緩い基準となっており、散居村などはこれに該当することになる。

主要道路沿い商業・業務地では一般野立広告が規制されていることから商業・業務地よりも緩い基準である。見直しではこれを逆にしたいと考えている。

●ふるさと眺望点について

委員)

ふるさと眺望点の選定だけではなく、視点場やふるさと眺望点からの眺望の保全のため、例えば屋外広告物の規制などを行う必要があるのではないかと考えるが、どうか。

事務局)

ふるさと眺望点の目的はまず県民の皆さんに幅広く知っていただく。そして実際に県外に伝搬していく、また、観光部局や商工会議所等を利用して情報を内外に発信していくことを目的としている。

委員ご指摘の眺望景観保全のための規制等までは検討に至っていない。

会長)

これは、ぜひ一つの課題として今後、検討していただきたい。

●景観づくり重点地域の指定等について

委員)

建築物の形態意匠は定性的な性格があり、理解しにくいのではないかと考えるが、具体的な禁止事項等を設け、規制をしていく必要があると考えるが、どうか。

事務局)

具体的な規制をして景観を形成していくというのではなく、皆さんの活動において周辺の景観に配慮していただき、そして、その活動が繰り返されていく結果、現在の景観を保全していくという趣旨で策定するもので、この地域ではかくあるべきだということを策定するものではないと考えている。

●うるおい環境とやま賞について

⇒意見なし。

○閉会挨拶（竹田課長）